

笠松町議会議員選挙

3月28日(日)
投票日!!

- 【投票日】 3月28日(日)
【時間】 午前7時～午後8時
【場所】 第1投票区 笠松小学校講堂
第2投票区 松枝公民館
第3投票区 総合会館



投票できるかた	昭和59年3月29日以前に生まれたかたで、平成15年12月22日以前に笠松町で住民基本台帳(住民票)が作成され、町の選挙人名簿に登録されているかた
在宅投票 (郵便による不在者投票)	<p>身体に次のような重度の障害があるかたは、郵便により自宅で投票することができます。</p> <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳をお持ちのかたで、両下肢、体幹または移動機能の障害が1級か2級のかた、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害が1級か3級のかた、免疫の障害の程度が1級～3級のかた・戦傷病手帳をお持ちのかたで、両下肢、体幹または移動機能の障害が特別項症から第2項症までのかた、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害が特別項症から第3項症までのかた・介護保険の被保険者証をお持ちのかたで、要介護状態区分が要介護5のかた <p>郵便による不在者投票における代理記載制度</p> <p>郵便による不在者投票をすることができる選挙人(上記該当者)で身体に次のような重度の障害があるかたは、代理記載をさせることができます。</p> <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳に上肢、視覚の障害が1級のかた・戦傷病手帳に上肢、視覚の障害が特別項症から第2項症までのかた <p>なお、「在宅投票」または「代理記載制度」をするかたは、いずれも申請手続きが必要です。</p> <p>手続きには、時間を要しますのでお早めに町選挙管理委員会へご連絡ください。</p>
期日前投票	<p>投票日に「休職中」、「投票区の区域外に旅行中」などの理由で投票できないかたは、次の要領で期日前投票ができます。</p> <p>【期間】 3月24日(水)～27日(土) 【時間】 午前8時30分～午後8時 【場所】 役場1階 住民課ロビー 【方法】 宣誓書に書かれている事由(従前の不在者投票と同じ)を選択し、住所、氏名、生年月日を記入します。印鑑は不要です。</p>
投票所入場券	<p>3月23日(火)発送 入場券が届いても3月28日(日)期日前投票にあっては、投票の当日までに町外へ転出されたかたは投票できません。</p> <p>万一、入場券をなくしたときでも投票はできますので、投票所で係員に申し出てください。入場券が届かない場合は、町選挙管理委員会へお問い合わせください。</p>
開票	<p>【月日】 3月28日(日) 【時間】 午後9時～ 【場所】 中央公民館3階 大ホール</p>
問合せ先	笠松町選挙管理委員会 ☎388・1111(内線224・225) 笠松町明るい選挙推進協議会